



登録理学療法士 更新 更新期限延長申請 マニュアル

作成者	公益社団法人日本理学療法士協会
作成日	2026年3月25日
最終更新日	2026年3月25日



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

更新履歴

No.	更新日	更新内容
1	2026/3/25	新規作成
2		
3		
4		
5		

目次

1. 更新期限延長の目的	4
2. 更新期限延長の概要	4
3. 申請対象者および申請要件	5
3.1 申請対象者	5
3.2 申請要件	5
4. 申請～結果通知までの流れ	7
5. 申請書類	8
6. 申請方法	9
6.1 申請受付期間	9
6.2 申請手順	9
6.3 申請における注意事項	9
7. 審査および結果	9
7.1 審査	9
7.2 更新期限延長が許可された場合	9
7.3 更新期限延長が不可であった場合	10
8. FAQ	10
9. 問合せ先	11

1. 更新期限延長の目的

登録理学療法士取得日から更新までの期間に、病気や出産・育児などによる、やむを得ない理由により更新手続きのために十分な時間を確保することが困難であった者に対して、更新の当該年度に、更新期限の延長申請を行うことにより、上記理由による不利益を最小限にとどめ、制度の公平性、会員間の格差是正を図ることを目的とする。

2. 更新期限延長の概要

- ・登録理学療法士有効期間の最終年度において、更新期限の延長申請に基づき、審査を行い、その必要性が認められた場合に限り、更新のための諸活動を行うための期間として、更新期限を1年間延長することができる。更新期限延長の可否は審査により決定するため、申請時点において、更新期限の延長が約束されるものではない。
- ・更新期限延長申請は、本会が指定した申請期間のみに受け付ける。
- ・いかなる事由においても、指定の申請期間・申請方法以外による申請は認められない。

3. 申請対象者および申請要件

3.1 申請対象者

- ・当該年度が登録理学療法士有効期間の最終年度に該当する者

【例】

登録理学療法士有効期限	申請受付対象年度
2027年3月31日	2026年度の申請受付対象
2028年3月31日	2027年度の申請受付対象
2029年3月31日	2028年度の申請受付対象

3.2 申請要件

【条件】

- ・有効期限から過去5年間に於いて以下の要件を満たしていること。
- ・1回の更新につき、延長は最大2年（2度まで）とする。
※1度にまとめて2年分の延長手続きは不可
- ・登録理学療法士更新未完了者に対する猶予措置期間中に該当しないこと。

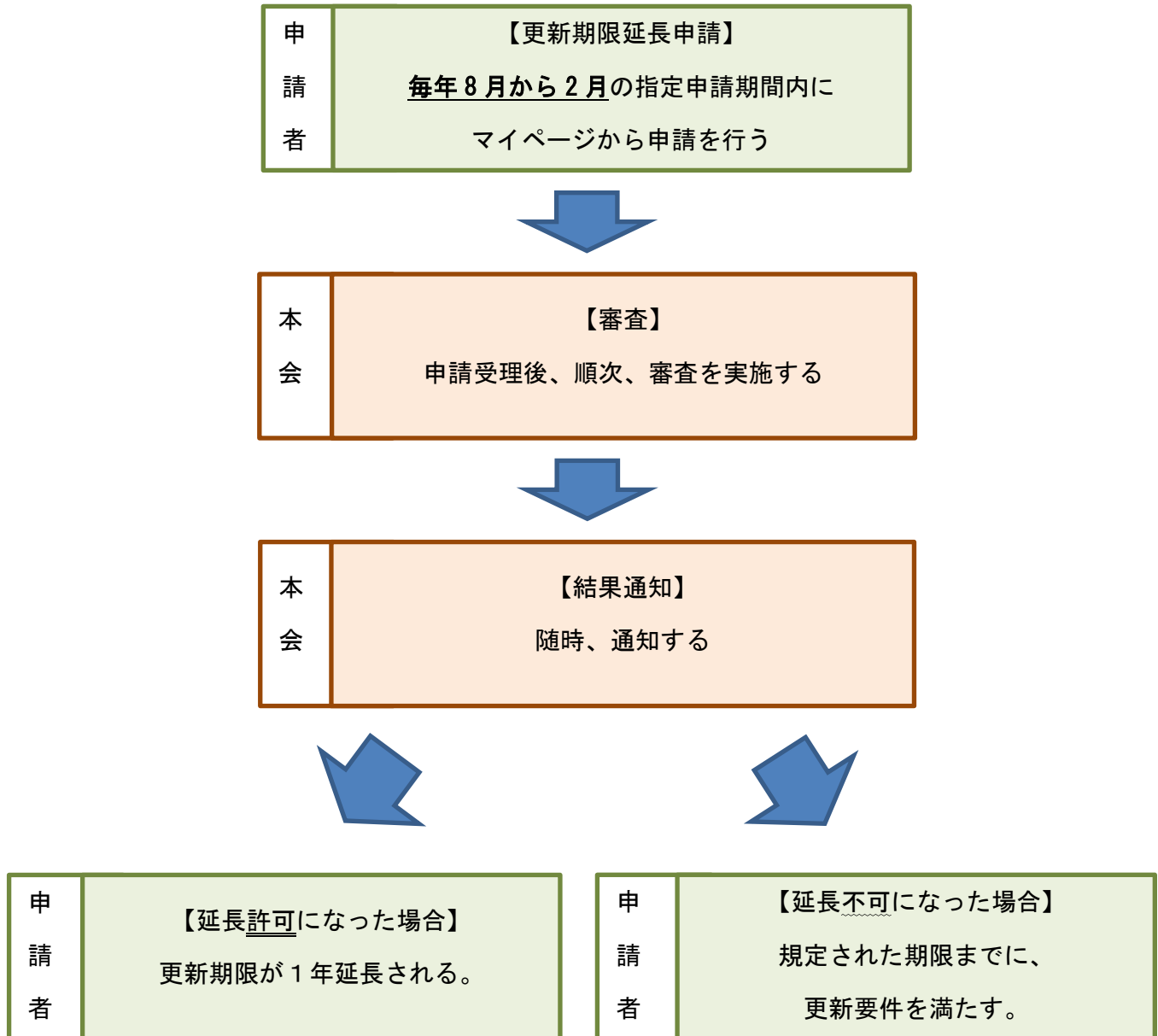
【要件】※「休会」は要件に該当しない

- ・有効期限から過去5年間に於いて、やむを得ない事由により、更新に必要な研修の受講または活動の継続が困難であった者。
 - ① 6ヵ月以上にわたり、医師の指示に基づく療養を要するケガまたは病気があった場合
 - ② 出産・6歳以下の子の養育を担っていた場合
 - ③ 親族（2親等以内）が要介護認定2以上、またはこれに準ずる状態にあり、その介護を担っていた場合
 - ④ 1年以上の海外留学または海外赴任の場合

【注意】

- ・ 休会は申請要件（やむを得ない延長理由）には該当しない。
- ・ 登録理学療法士更新未完了者に対する猶予措置期間中には該当しない。
- ・ 在会および休会の場合のみ申請可能であり、会費未納等による会員権利停止中は申請不可とする。
- ・ 登録理学療法士の更新期限延長が許可された場合も、認定理学療法士や専門理学療法士の更新期限が延長されるものではない。各資格それぞれに更新期限延長の許可を得る必要がある。
- ・ 登録理学療法士の更新期限延長が許可された場合は、更新期限が1年延長されるため、当該年度に更新要件を満たした場合でも、当該年度の更新はできない。翌年度以降の更新となる。

4. 申請～結果通知までの流れ



※期限までに更新要件を満たせなかった場合、翌年度は猶予措置期間となる。

5. 申請書類

申請者は、以下の証明書類を電子データ (PDF) で作成し、マイページから提出する。

・ **証明書類（延長理由を証明するもの）**

以下を参考の上、延長理由を裏付ける書類を準備する。

これらは本人以外の者が発行した公的な書類のみ有効とし、必ず申請者の氏名および時期が記載されているものとする。（様式は発行元の様式に準ずる）

<参考>

- ① 6 ヶ月以上のケガ・病気
診断書、傷病手当金申請書、勤務先発行の休職証明書、等
- ② 出産・6歳以下の子の育児
子の生年月日の記載された母子手帳または住民票、出産・育児休業取得の証明書（育児給付金支給明細等）、勤務先発行の休職証明書、等
- ③ 親族（2親等以内）の介護
親族との続柄を証明できる証明書、親族の介護保険証、親族の障害者手帳、勤務先発行の休職証明書、等
- ④ 1年以上の海外留学等
海外の大学院等の修了証、渡航期間が明記された書類（パスポート、保険等の期間が掲載されている箇所）等

【申請書類についての注意】

- ・ 住民票等の個人番号の記載された証明書など重要な個人情報が掲載された書類を使用する場合、コピーの際に掲載箇所を付箋や黒塗りなどで目隠しし、映らないようにすること。
- ・ 証明書類は内容が証明できれば1種類でよい。
- ・ 公的な証明ができない場合、申請期限までに証明書類の発行が間に合わない場合など、証明書類が提出されなければ、審査対象とならない。

6. 申請方法

6.1 申請受付期間

- ・毎年、8月から2月を申請受付期間とする。

6.2 申請手順

- ・申請はマイページから行う。

※詳細は準備が整い次第、順次更新する。

6.3 申請における注意事項

- ・いかなる事由においても、指定の申請期間・申請方法以外による申請は認められません。
- ・マイページにログインできない、証明書類の発行が間に合わない、申請を忘れていた等を含め、いかなる事由においても、申請方法の変更（郵送やメール等のマイページ以外からの申請）、申請期間の延長等はできかねます。申請希望の場合は、余裕をもってご準備ください。
- ・証明書類とは関係のないデータが添付されることがある。ファイル選択の際は、添付するデータに誤りがないか十分にご確認ください。

7. 審査および結果

7.1 審査

- ・本会は、提出された証明書類をもとに審査を行う。
- ・審査結果については可否通知をメールにて行う。また、マイページ上でも確認できる。

7.2 更新期限延長が許可された場合

- ・1年間、登録理学療法士の更新期限が延長される。

7.3 更新期限延長が不可であった場合

- ・ 申請書類に不備があった場合は、申請期間内に再申請を行う。
- ・ 更新期限延長が認められなかった場合は、規定された期限までに更新要件を満たす必要がある。
- ・ 更新要件を満たせない場合、猶予措置期間となる。

8. FAQ

Q： 証明書類の提出が期日に間に合いません。

A： いかなる事由においても、指定の申請期間・申請方法以外による申請は認められません。お早めにご準備ください。

Q： 更新申請の結果通知メールが届きません。

A： マイページ上にてご確認ください。

9. 問合せ先

下記本会ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

QRからもアクセス可能です。

<https://www.japanpt.or.jp/inquiry/contact/formeducation/>

